給与支払報告書の作成誤りの可能性について

1 概要

令和7年分の年末調整等に関する書類については、令和7年11月5日から順次、源泉徴収義務者の方に対し、発送しています。

このうち、給与支払報告書(3枚複写)について、2枚目(税務署提出用)と3枚目(受給者交付用)を入れ違いにして丁合・接着した可能性があることを把握しました。

正:1枚目:市区町村提出用、2枚目:税務署提出用、3枚目:受給者交付用

誤:1枚目:市区町村提出用、2枚目:受給者交付用、3枚目:税務署提出用

上記の「誤」の順に丁合・接着されている場合、誤った3枚目(税務署提出用)に複写が されません。

つきましては、当該年末調整等関係書類を受け取られた納税者の皆様におかれましては、 大変お手数ですが、以下のご対応をお願いいたします。

2 対応方法

(1)給与支払報告書を未記入(未作成)の方

- ・ 給与支払報告書が上記「正」の順に接着されているか否か確認していただくととも に、
- ・ 2枚目と3枚目が入れ違いになっている場合には、記入する前に当該給与支払報告 書の接着をはがし、誤った2枚目と誤った3枚目を入れ替えて、上記「正」の順に3枚 を重ねた上で記入していただくよう、お願いいたします。

(2) 給与支払報告書を記入済(作成済)の方

- ・ 給与支払報告書が上記「正」の順に接着されているか否か確認していただくとともに、
- ・ 上記「誤」の順に接着されている場合には、誤った3枚目(税務署提出用)に複写が されませんので、お手数ではございますが、誤った3枚目(税務署提出用)に改めて記 入の上、ご提出をお願いいたします。
- ・ なお、正しい給与支払報告書の2枚目(税務署提出用)及び3枚目(受給者交付用)については、国税庁ホームページにも掲載しております(以下の参考のとおり)ので、印刷してご利用ください。
- ・ また、所轄税務署にご連絡していただければ、正しい給与支払報告書を郵送させて いただきます。

(参考)給与所得の源泉徴収票(令和7年12月以後用)手書用(PDF/320KB)

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/pdf/r07/01.pdf 給与所得の源泉徴収票(令和7年12月以後用)入力用(PDF/280KB)

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/pdf/r07/02.pdf